

日時 平成 28 年 11 月 7 日（月） 午後 3 時～午後 5 時

場所 鎌倉芸術館 集会室

議事

1. 確認事項

【事務局】4 点確認したい。まず 1 点目は情報公開についてである。鎌倉市交通計画検討委員会条例施行規則第 4 条では、「会議は公開とする」としている。従って、今回配付した資料の全てが情報公開の対象となる。2 点目は傍聴についてである。今回の鎌倉市交通計画検討委員会の傍聴を広報やホームページにおいて募集したが申し込みはなかった。3 点目はこの会議の議事録についてである。原則公開になるので議事録を作成次第、委員の皆さんに確認の上で公開するが、発言者の氏名は非公開とする。4 点目は第 10 回鎌倉市交通計画検討委員会議事録（案）についてである。委員の皆さんに内容の確認をお願いし、最終案は事前に送付している。修正がなければ、この内容をもって確定したい。以上 4 点についてご確認をお願いする。

【委員長】事務局から「資料は全て情報公開の対象」、「傍聴者なし」、「議事録の公開」、「第 10 回鎌倉市交通計画検討委員会議事録（案）の確定」について確認があったが、意見はあるか

【委員一同】異議なし。

【委員長】それでは事務局提案の通り了承する。

2. 議題

（1）平成 28 年度検討委員会・専門部会の検討方針

【委員長】事務局の説明について質問等は如何か。

【A 委員】アンケートの設問を教えてください。

【事務局】アンケートに関しては議題（3）のアンケート調査結果の中間報告で、代表的な設問と回答について説明させて頂きたいと思う。

【A 委員】「このような切り方で質問し、このような数字が得られた」と分かると理解しやすいと思ひ質問した。

【委員 長】アンケートについては、議題（3）の時に説明して頂くということで良いか。今年度の検討委員会の進め方については、今年に入り、4 回程専門部会を開催して頂いているが、専門部会で固まった内容をこの場でもう一度皆さんに議論して頂き、意見を踏まえて専門部会で再度議論し、改めて皆さんに伺うということである。他に質問がなければ、議題（2）交通市民憲章（案）の説明を宜しく願ひする。

（2）交通市民憲章（案）について

【委員 長】8 ページの左下で、アンケート調査結果の説明があつたが、先程アンケートの設問に関して質問があつたので、設問を具体的に読んで頂きたい。

【事務局】設問として、「古都鎌倉交通市民憲章案についてお聞きする」とし、その説明として、「鎌倉市の交通渋滞の解消に向けては、自動車の利用を自粛し、必要に応じて抑制を図り、徒歩と公共交通を中心とした交通環境を目指すことが必要である。そこで市民の共生を進める取り組みの精神を来訪者に広くアピールし、理解を求めめるために、この古都鎌倉交通市民憲章（案）を同封し、制定に向け検討を進めている」ということで、問いとしては、「（仮称）古都鎌倉交通市民憲章案は、市民自ら過度の自動車利用を控えることを表明し、来訪者にも理解を求めめることを基本としている。この考え方に賛成か」という内容で質問した。

【委員 長】同封した古都鎌倉交通市民憲章（案）は、どれを出しているのか。

【事務局】8 ページの右側の内容である。

【委員 長】回答者の数はわかるか。

【事務局】今回、市民にアンケートを行い、市民の中で居住者を「鎌倉地域」と、「鎌倉地域以外」に分けており、「鎌倉地域」と、「鎌倉地域以外」でそれぞれ 1500 票、計 3000 票配布している。現時点の回収率については 32～37 パーセントである。回答者は「鎌倉地域」が 558 票、「鎌倉地域以外」は 478 票となっている。

【委員 長】全部で 1036 票ということである。専門部会から補足説明等は如何か。

【副委員長】今日の資料は大変良くできていて、6～8 ページを読んで頂ければ議論の経過が良く分かると思う。前回 2 月のこの場で意見を多く頂いて、それを受けて専門部会で議論し

た結果が 8 ページ右側にある古都鎌倉交通市民憲章（案）なので、ぜひ見て頂ければと思う。

【委員 長】 それでは、8 ページの古都鎌倉交通市民憲章（案）について意見を頂きたい。

【B 委員】 8 ページ左下のアンケートについて、これは郵送や電話等、どのような方法で行ったのか。

【委員 長】 アンケート方法を説明して頂きたい。

【事務局】 市民の住所で「鎌倉地域」と「鎌倉地域以外」に分け、対象者をそれぞれについてランダムに抽出し、郵送配布をしている。

【C 委員】 この古都鎌倉交通市民憲章（案）は案として非常に良くできていると思うが、アンケートの中で、鎌倉地域の方は 20.5%、地域外の方は 12.9%の方が反対している。どのような理由か分かれば教えて頂きたい。

【事務局】 「いいえ」という回答についてはそれ以上掘り下げて聞いていない。「賛成はできるが附帯する条件による」という回答については詳細に聞いているので、今後集計して分析したいと考えている。

【委員 長】 集計はしてあるのだろうか。

【事務局】 全てではないが、一部ならば紹介できる。例えば、「路線バスの料金を安くする」であるとか「観光者を含めた歩行者優先のハード面充実」という意見を頂いている。その他、「信号プログラムの変更」や「路線バスの増減」という意見を頂いている。

【委員 長】 つまり、自由意見記入欄があったということか。

【事務局】 その通りである。

【委員 長】 賛成か反対かは分からないのか。

【事務局】 条件を付けた上で賛成の方の意見である。

【委員 長】 今の説明は「条件付賛成の方はこういう条件を付けて賛成している」ということである。反対の方がどういう気持ちで反対したか、ということについては分析が進んでいないという話である。属性との関連もまだ分からないか。

【事務局】 属性との関連性はまだ分析していない。「いいえ」と回答された方については理由を聞いていないので詳細までは分からない。

【委員 長】 他は如何か。

【D 委員】私は専門部会のメンバーではないので少し伺いたいが、7 ページの一番下の「本文」というところの「専門部会での主な意見」という箇所について、「私たちは、観光客を受け入れて大事にしなければならないので、『奪われている』という言葉は厳しい」と断言しているが、「観光客を受け入れて大事にしなければいけない」と言う人と「そんな必要はない」と言う人がいると思う。専門部会の検討資料にこういう文言を入れるのは如何かと思う。

【副委員長】これは前回の委員会場で指摘して頂いたことで、「移動の自由が奪われている」とまで言い過ぎてしまうことは、鎌倉市民が対外的に憲章に載せる言葉として厳しいのではないかと、という意見があり、それを専門部会に持ち帰り議論したところ、「確かに言葉として捉えると厳しいのではないかと」という意見が出て、このような修正が加えられた。

【D 委員】私は記憶がないのだが、前回の検討委員会でそのような話が出たのだろうか。

【副委員長】7 ページの「前回委員会での意見」という欄に記載している。

【D 委員】「来訪されることが迷惑であると読み取れ、違和感」について、実際に迷惑を感じることもあるので、そのような人たちの意見がこのアンケートの 20.5 パーセントに反映されているのではないかと思う。アンケートの分析を良く進めて頂いて、民主的に色々な人の意見を取り入れてもらいたいと思う。

【委員長】今の7 ページの意見は必ずしも専門部会の最終結論ではなく、この場で出た意見なので、賛成もあれば反対もいたということである。設問ではなくて主な意見なので、「このようなことを言ったのは事実だ」とご覧頂ければと思う。その辺りはこの憲章の中で一番微妙なところではある。他には如何か。

【B 委員】今の委員長と副委員長の意見に補足するが、「『奪われている』は厳しい」というのは前回の委員会場で出た意見で、それを扱って議論した中で専門部会でもそういう文言が如何かという話が出てきた。専門部会は市民生活に関係ある方が大部分であり、そこで改めてこういう強硬な意見が出た訳ではなかった、という記憶である。

【委員長】了解した。前回の議事録もあるので、それを確認して頂ければと思う。今回初めて参加された方も多いので、読んでみて如何だっただろうか。それ程違和感なく読み進められたと考えて良いか。特に発言がないようであれば、専門部会で検討して頂いた8 ページの古都鎌倉交通市民憲章（案）を、この委員会の提案としてご了承頂けるか。

【委員一同】異議なし。

【委員長】それでは多くの市民の方にご理解頂くため、古都鎌倉交通市民憲章をアピールし

て頂きたい。引き続き、交通量調査とアンケートの結果の中間報告について説明をお願いする。

(3) 交通量調査、アンケート調査結果の中間報告について

【委員 長】 調査日の 9 月 17 日からまだそれ程経っていないので、簡単な言葉でしか分析できていないが、この件に関して意見を頂きたい。12 ページの「12 時間断面交通量」は過去の数字と比較してどういう状況だったのか。これだけ見せられてもどうなのか分からない。

【事 務 局】 平成 8 年に交通量調査をしているが、現時点では比較等の分析はできていない。

【委員 長】 当時の資料は本日もないだろうか。ないのであれば仕方がない。それでは中間報告について質問等があればお願いする。

【B 委 員】 (仮称) 鎌倉ロードプライシングについて、図が付いていたと思うが、その図が「(仮称) 鎌倉ロードプライシングの計画対象区域」という言い方なら分かり易かったのだが、「鎌倉地域」と書いてあった。アンケートに答える市民の立場からすると、行政区区分としての鎌倉地域はもう少し広いものという認識がある。たまたま私は 17 日に 2 箇所アンケートをもらったのだが、5 箇所ぐらい地域が分かれている中で、私は計画対象区域外の鎌倉地域の市民だった。そういった紛らわしさがあることは専門部会で言ったのだが、計画対象区域ではなく鎌倉地域ということで図はできてしまっていたので、行政区区分としての鎌倉地域にいる方がもらうと紛らわしい設問になっていると思った。鎌倉地域の方は、お金を取るか取らないかで、「考え方は賛同できない」という設問が 16 ページの右側にある。相当そういう事例が多いが、私のように(仮称) 鎌倉ロードプライシング計画対象区域外の鎌倉市民が受け取った場合に、その辺りの事情が分からなくても地域を「その他」にして答えているか、「鎌倉地域」と答えているか。その辺りははっきり言って分からない。例えば 9 ページの左下の「調査対象：鎌倉地域、その他」と書いてあるが、「その他」は鎌倉の 5 地域が定義なのか。

【事 務 局】 その他というのは配布アンケートで設定した鎌倉地域以外の 4 地区である。

【B 委 員】 (仮称) 鎌倉ロードプライシングの鎌倉地域外の鎌倉地域の方は、鎌倉地域に入っているのか、その他に入っているのかどちらなのか。鎌倉地域というのは純然たる鎌倉の行政上の地域名か。

【事 務 局】 水色の枠の中が鎌倉地域であると定義して、アンケートを行っている。

【B 委 員】 そうするとやはり私の場合は鎌倉地域ではなくてその他か。この辺りが行政上の

鎌倉地域の方には分からないことがある。

【事務局】補足させて頂くと、専門部会で鎌倉地域の考え方はある程度議論したのだが、「この調査の中において鎌倉地域というのはこういう地区である」という定義付けをして、決定した経緯があったと思う。「鎌倉地域の方」と「鎌倉地域外の方」ということで入り口の段階からアンケートを分けており、そこでその地域の居住者の方は今回アンケートで設定した町丁字を記載して、それ以外の地区の方については鎌倉地域外の居住者ということで分けて、他の町丁字を列挙している。郵送の段階で鎌倉地域外と判別できるようになっている。

【委員長】少し分かりにくい部分があったかもしれないが、調査の段階でそのような整理をして配布した、ということである。

【C委員】今回は中間報告ということなので、また専門部会でも質問できると思うのだが、まずは13ページの左、これは週に何回、月に何回、年に何回と頻度がある。鎌倉地域に出入りする頻度が出ているのだが、1点だけ分からないのは「毎回」という選択肢は週に何回か分からないので、解析によってはもっと鮮明に役立つのではないかと思う。それからもう1点は感想だが、14ページの右の方に（仮称）鎌倉ロードプライシングについて「わからない」など、条件のことがあるが、意外と鎌倉地域の人で反対が多い。設問の中で「来訪者は1000円、市民には1割で100円」という数字で設問されているが、今から言っても遅いが、頻度から考えると、来訪者が1000円なら市民は50円ぐらいではないかという気がしている。あるいはもっと少なくても良いぐらいである。来訪者の交通量と地域内の人が入り出る頻度から逆算するとそのような印象を受ける。いずれにしても専門部会でまたそのような話が出るかと思うので宜しくお願いする。

【委員長】アンケートはこのように行ったということだが、これをさらに分析して活かして欲しい。他には如何か。

【E委員】断面交通量の調査結果について確認を取りたい。各地点で数字が出ているのだが、上下線は別に調査しているのか。それとも上下線を合わせた数字なのか。

【事務局】方向別に断面を通過した車両について集計をしている。

【E委員】資料では方向別の値がわからないので、できれば「これはどちら方向だ」と分かるように方向別も記載してもらえると分かりやすいと思う。

【委員長】分析を宜しくお願いする。

【F委員】15ページの「（仮称）鎌倉ロードプライシングに対する『来訪者（自動車利用者）』の考え方」についてだが、条件付きを含めて「（仮称）鎌倉ロードプライシングへの

賛同が約7割」と書いてある。こういうアンケートの結果、賛成が7割あったら、計画を実行しても良いと考えることができるのか、それともさらに精査して調べる必要があるのか。アンケートは24年度にも行い、大体の数字はほぼ似ていると思うのだが、賛同票がどのくらいあれば実行の可能性があるかと考えるのか。また、アンケート結果は参考とした上で「鎌倉市の方針として（仮称）鎌倉ロードプライシングは実行する」という強い信念があるのか。その辺りを伺いたい。

【委員 長】それは市に対する質問か。

【F 委員】この場で回答できないかもしれないがそうである。

【委員 長】市としてはどうお考えか。後ほど特別委員会の話もあるので、「（仮称）鎌倉ロードプライシングは現状どうなっているか」を紹介して頂いてからもう一度議論したいと思う。それからアンケートの数字の比率が何割超えればどうかというのは、必ずしもそういった目標値を持っている訳でなかったもので、「比率としてこうなっている」ということである。全ての方が賛成することはあり得ない訳で、これをもってどうするかは全て行政の判断になると思う。

【F 委員】実際問題として、「鎌倉市は（仮称）鎌倉ロードプライシングを絶対にやる」という方針の基にこのようなアンケートを行っているのか、それとも「アンケートの結果によってはやめる方向も考える」という考えはあるのか。

【委員 長】非常に大事な質問である。如何だろうか。

【事務局】（仮称）鎌倉ロードプライシングをこれまで専門部会、検討委員会で議論を重ねてきて、まだ結論が出ていないというのが現状だが、アンケートについては、そういうことも当然視野に入れつつ設問をさせて頂き、市民の行動や来訪者の意向を改めて確認している。（仮称）鎌倉ロードプライシングについては今まさに議論をしているところであって、後ほど説明もあるが課題等も見えてきているので、それも踏まえて判断していきたいと思う。その判断に至る材料であり、そのための調査としてアンケートを実施させて頂いた。

【委員 長】先程申し上げたように後の議題で特別委員会の進捗状況を紹介して頂くので、ここでもう一度議論させて頂きたい。

【G 委員】質問の一つは先程の質問で解消した。断面交通量について方向別が分かれば、断面だけではなく流入別の情報が地図を見て全体的に推定できる。その辺りをもっと精緻にしていけば、（仮称）鎌倉ロードプライシングの効果として、「仮にやったとしたらどうなるのか」というシミュレーションを見せられるぐらいのデータになると思う。なるべく可視化をして頂いて、（仮称）鎌倉ロードプライシングをやるにせよ、やらないにせよ、市民の皆

さんがデータを見て納得すると良い。せっきくの調査なのでそうして頂ければと思う。関連して、専門部会でも申し上げたが、プローブデータと組み合わせた精緻なシミュレーションもできるはずなので、実際調査した日のデータをもらうなど、そのようなプランがあるのか質問したい。そして、直前の質問と関連するのだが、例えば 500 円の場合「来るのをやめる」という人の割合について、「毎回、料金を払って車で来る」のが約 4 割で、「来訪回数の半分ぐらいは、料金を払ってでも自動車で来る」の約 3 割を含めた残りの 6 割ぐらいは自動車が減るのかもしれない。その代わり、「自動車で来られない場合は鎌倉に来るのをやめる」という人が 4 割いる。結局、これをやるにせよやらないにせよ、他の対策にせよ、何か対策に費用を掛けて、住み心地は良くなる代わりに来訪者が減るということを、どのように数値でシミュレーションして判断していくのか。今後のプロセスであるが、それをどう計画しているのか、答えられる範囲で教えて頂きたい。

【事務局】 今回の調査に関してはプローブデータを活用することを考えている。それと OD 調査の結果を活用する。専門部会では説明したのだが、駐車場に停まった車がどこからどこへ流れていくのかという流れも把握するので、OD 調査結果もまとめていきたいと考えている。2 点目だが、来訪者が減ることについてのシミュレーションに関して、来年度予算が付けばということだが、アンケートを踏まえた交通シミュレーションとして、車の動き自体のシミュレーションを行っていききたいと考えている。後は来訪される観光客等についてはこれから調査をすることになると思う。そういった面も可能な限り明らかにしていきたいと考えている。

【副委員長】 実は 20 年前にも同じようなことをやっているのだから、基本的にはそのような方法になると思う。また、来訪者が減るかどうかはシミュレーションが必要である。ここにあるように「お金を掛けられるなら車で来ることはやめる」という人がいる一方で、環境が非常に良くなると「電車やバスでもっと来たい」という回答も出てくる。その両者のバランスを見てどうなのか、という議論も必要だと思う。

【委員長】 これはもう少し調整をして頂いた方が良いと思う。それを見ながら判断して頂きたい。

【B 委員】 3 ページと 10 ページの図で、課金箇所の位置が違うように見える。

【事務局】 3 ページは中間とりまとめの図である。平成 27 年 3 月時点のものとして掲載させて頂いた。一方で 10 ページはアンケートや交通実態調査等を行う際、課金箇所を設定するとこの辺りになるだろう、ということで改めて設定したものであり、その違いである。大変申し訳ない。

【B 委員】10 ページの方が新しい考え方ということで了解した。10 ページの図の真ん中左に梶原 5 丁目と佐助 2 丁目の間に想定課金箇所があるが、これは源氏山と銭洗弁天の間の道で良いか。

【事務局】その通りである。

【委員長】他は如何か。アンケート調査に質問はないだろうか。引き続き分析を進めていくので、また分析されたものが出てくると思う。（仮称）鎌倉ロードプライシングについての意見が出ていたので、最後の話題として、特別委員会でこれまで（仮称）鎌倉ロードプライシングの制度面あるいは実務に関してそれぞれの専門家に入ってもらって議論を進めている内容について少し議論して頂きたいと思う。

（4）特別委員会・幹事会の報告について

【委員長】幹事会での議論が、現状はどういう状況になっているか補足説明をお願いします。

【副委員長】幹事会で国の方、県の方、それから特に税や行政法の専門家の先生方に入ってもらって議論しているところである。今日の公式情報はまさに議論の途中という状況なので少し分かりづらいところもあるかもしれないが、議論していく中で、いくつか選択肢は絞られてきたところがある。そのいくつかの選択肢をこれから絞っていくという段階である。第 4 回目の幹事会では先生方のおっしゃったことが全部書いてあり、このような段階で、法的な根拠や、技術的にいつの段階で採用ができるか、コスト的にどうか、ということそれぞれ検討していく。

【委員長】特別委員会での議論はまだ途中であるが、各委員から質問があれば伺いたい。

【C 委員】2 点ある。1 点目は 16 ページに「内容と主な意見」という欄があるが、その中の上から 3 行目の「道路法の『道路無料公開』の解釈について（法原則ではなく、道路法のもとでの実態にすぎない）」という記述があるが、これは一言でいえば（仮称）鎌倉ロードプライシング実現に向けて、プラスになる意見として受け取って良いのか。それからもう 1 点は、この「内容と主な意見」の中に、例えば「課税根拠に合った課金パターンの整理」等、これに類した言葉がいくつか出てくるのだが、これは幹事会で取り組もうとしているのか、幹事会が専門部会に投げ掛けた課題なのか。あるいは幹事会、専門部会それぞれで検討してみよう、という意見なのか。その辺りが少し分からない。

【副委員長】最初の、3 行目の無料公開原則について、これは括弧内に書いてあるのだが、ある方の意見ということで、幹事会としてこのような結論という訳ではない。法律の専門の方

が「道路には無料公開の原則がある」ということについて、その方の解釈として、「皆さんがおっしゃるような条文がある訳でもないので、本当に無料公開の原則というのは存在するのだろうか」という疑問をお持ちで、「有料道路以外は無料になっているという実態があるだけなので、ロードプライシングのハードルにならないのではないか」という意見である。ただ、それについてはまだ結論が出ていないので、この場で紹介するに留める。課金パターンについては、基本的に今までこの検討委員会で色々議論して頂いた課金パターンを特別委員会の幹事会にも持ち込んで、「来訪者 10 に対して市民は 0 から 1 割」という我々が作った案について、議論して頂いている状況である。ベースはこちらが考えた課金パターンについて専門家が検討しているということである。これについては、税法上どうなのか、例えば「0~1 割に割引く根拠はあるのか」など、そういうことを税の専門家の方から意見を頂いている。

【委員長】 そういった状況で、こちらで議論して頂いたものを各専門家が集まった場に持ち出して、「どういう考え方でこれはうまくできるのか」ということを検証して頂いている。それぞれの立場が微妙に違う訳である。道路法を主にしている行政の立場、あるいは道路整備特別措置法を法解釈の視点で見る専門家の立場等、それぞれ微妙に違って、最終的にどういう結論になるかは議論中である。

【A 委員】 コストの話がなかったと思うのだが、例えば（仮称）鎌倉ロードプライシングで課金をして得られたお金をどう使うか、ということも特別委員会等で話し合っているのかを伺いたい。それから、市民の方と鎌倉地域の市外から来る方の 2 通りがあると言われたが、鎌倉に事業所があってそこに従事している方は考えていないのか、それとも市内と市外ではっきり分けるという方針で考えているのか。その二つに加えて、交通渋滞が少しでも解消されるように話し合っている中で、例えば（仮称）鎌倉ロードプライシングに限らず、色々な 20 の施策をすることで、例えば、週末、江ノ電が混んでいるが、江ノ電地域に住んでいる方が、こういう施策をすることによって江ノ電を利用できるなど、そういうシミュレーションまで考えているのか。江ノ電に限らず、バスにしてもタクシーにしても、今日承認させて頂いた古都鎌倉交通市民憲章で、公共交通機関をスムーズに利用できるようにする施策の中のシミュレーションとして、そういうシミュレーションまで考えて（仮称）鎌倉ロードプライシングの議論が行われているかどうかをもう一度確認させて欲しい。

【副委員長】 1 点目の収入の使途だが、それについては 16 ページで言うと第 4 回の幹事会の「法定外目的税」という箇所に書いてある。目的税、つまり目的を明確にした税とすると、その目的以外には使えないということになる。既に検討委員会で提案しているものとしては目的税を前提として、「交通環境を良くするために使おう」と我々が提案していることである。ただ、税の専門家の方に言わせると、もし市がここで「これは一般税」と言うのな

ら、それも税法上は可能ではないかということである。その場合は普通の税なので何にでも使えることになるのだが、我々検討委員会としては「目的税として交通環境の改善を前提に使おう」と議論してきた。それから 2 番目の「誰から取るか」という話での、仮に市民と市民以外に差をつけた場合の話だが、今のところ我々検討委員の整理では、鎌倉地域外から地域内に働きにくる方については課金対象になっている。そのように議論してきたと思う。それについてはもし必要であればこちらの場で議論して決めていくことだと思う。それから 3 点目の公共交通の話だが、これは良く議論のあるところで、江ノ電自体はかなり世界的に人気の乗り物になってきていて、もしかすると江ノ電自体は輸送力がいっぱいかもしれないが、それでは周辺に住んでいる市民の方はどうすれば良いのかということになると、もし仮にこの渋滞が減ったならば、最初に言った「交通を良くする」ということの使い道の一つとして、例えばバスにもっと走ってもらうようにするなど、トータルで見て公共交通を改善できれば、市民の方の交通改善策ということになるのではないかと。私見もあったが、専門部会ではそのように議論してきた。

【委員 長】 江ノ電の混雑状況を改善するのは正直言って厳しそうではある。大変人気が高く、少し空けばそれに乗るという状況である。住んでいる方の足を確保できるか、ということについて、状況が変わらなければ難しいかもしれない。他には如何か。

【B 委員】 道路無料公開の件であるが、道路法というのは国土交通省の管轄で、実際には国土交通省の判断を（仮称）鎌倉ロードプライシングに絡めてここでまとめるということが必要になるかもしれないということではないか。

【副委員長】 特別委員会には国土交通省の方も参加して頂いているので、いずれそういったことを議論しなくてはいけない。色々な知恵の出し方はまだあるかも分からない。「一般的な道路法解釈はこうだ」と言うのか、あるいは「特定の地域・区域は少し特別なことをやっても良い」という風に、そういう判断の余地があるか。まだ、どのレベルで判断するかは国の方から言われていないし、行政の方からも言われていない。

【H 委員】 特別委員会、幹事会で熱心に議論されており、国の方もいると伺っているのだが、鎌倉市は政令指定都市等ではない一般市であり、地方税等として課金を行う場合、県と協議して手続きを進めなければならない。次回こういう委員会の時に議論を具体的にするために、行政側の現実がどうなのかというところ、県と協議した結果を示して頂きたいと思う。

【副委員長】 その辺りは我々も認識している。ただ、アクションを取る立場にはないので、そういうことに関していずれ市の方でアクションを取ってもらうかもしれない、その時のための議論を整理しているという段階である。我々としてはそれ以上のことは申し上げられない。

【委員 長】一般論であるが、税の専門家がいるので「おっしゃるような時にはこういう手続きを取れ」という話は聞けると思う。

【H 委員】委員会に対しての意見ではなく、行政に対して、行政側でどうなっているかを教えて欲しいということである。

【委員 長】実際にこういう特別委員会で検討頂いている内容で、それぞれの分野の方たちが「これだったら可能性がある」ということになれば、正式に手続きのステップを踏んでいる訳なので、その時には違う意見が出る可能性もない訳ではない。専門家の皆さんに入ってもらって目配りはしているつもりではあるが、やはり実際には違う可能性もなきにしもあらず、というのが事実である。他には如何か。今回はアンケートの結果も中間報告ということで、次回改めて詳細をお示しできると思うのでご理解頂きたい。それでは最後に事務局からその他の内容をお願いします。

3. その他

【事務局】事務局から今後の開催予定について説明させて頂く。次回、第 12 回検討委員会の開催については、本日の資料 4 ページにもある通り、来年の 1 月～2 月頃を予定している。開催案内については詳細が決定次第、連絡させて頂きたい。お手元にある閲覧用の中間とりまとめについては次回も事務局で使わせて頂くので、そのままにしてお帰り頂ければと思う。

【委員 長】次回は 1 月頃ということである。それでは特に発言がなければ、古都鎌倉交通市民憲章については現在の案で提案する。さらにこれからどのような施策を具体的に実施できるのかといったことや、アンケート、あるいは交通量調査の結果をさらに深めていきたい。また、（仮称）鎌倉ロードプライシングの特別委員会の方も議論を進めていくので、少しずつ、「やるとすればこのようなパターンではないのか」という情報を教えて頂ければと思う。それでは、以上で第 11 回の交通計画検討委員会を閉会する。

以上